機構では、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行っています。文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を安定的に実施し、教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を支援しています。

|施設費貸付事業

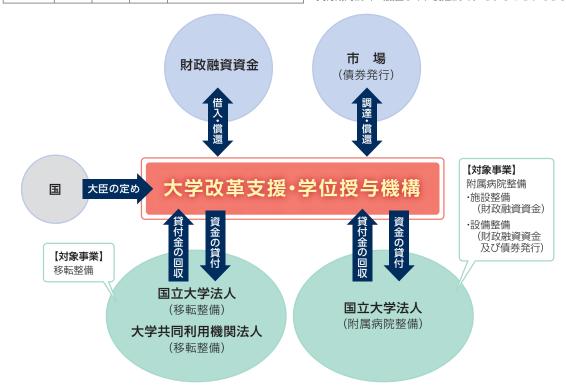
国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備等に必要な資金の貸付けを行っています。なお、文部科学省の定める施設整備計画に従い整備を実施するため、貸付先は文部科学大臣が定めています(機構の行う施設費貸付事業は文部科学省の施設整備費補助金を補完するものであり、附属病院整備のうち施設整備については、事業費の1割分を文部科学省が補助金として交付、9割分を機構が貸付けています)。貸付事業の財源は、①財政融資資金からの借入金、②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により調達した資金です。

施設費貸付事業の概要

貸付メニュー

	区分	貸付	据置	償還	利率	
	施設整備*	30年	5年	25年	財政融資資金借入金利同率	
		15年	1年	14年		
	設備整備	10年	無し	10年	財政融資資金借入金利+上乗	
		5年	無し	5年		

※平成30年度以前より継続している国庫債務負担行為事業に限り、 貸付期間25年(据置5年、償還20年)とすることができる。



● 整備例



中央診療棟(千葉大学)



ハイブリッド手術支援システム一式(富山大学)

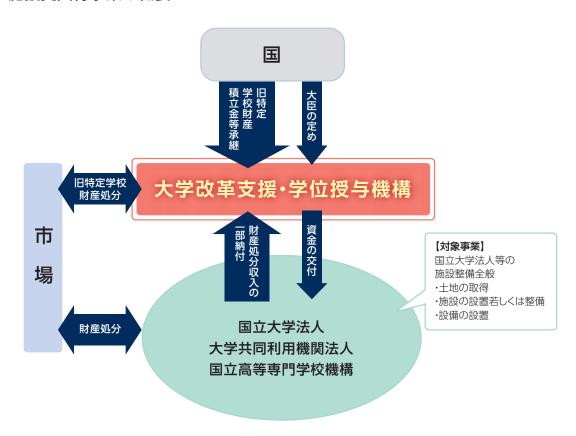


国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を対象として、施設整備に必要 な資金の交付を行っています。

なお、文部科学省の定める施設整備計画に従い整備を実施するため、交付先は文部科学大臣が定めています (機構の行う施設費交付事業は文部科学省の施設整備費補助金を補完するものです)。

交付事業の財源は、①国立学校特別会計から承継した特定学校財産・積立金等の財産、②国立大学法人等の不 要財産処分収入の一定割合、となります。

施設費交付事業の概要



● 整備例

施工前

国際交流会館 | 等外壁等改修 (帯広畜産大学)



施工後





施工前

施工後

15

旧特定学校財産の管理処分

旧特定学校財産とは、旧国立学校設置法に規定されていたもので、国立学校財産のうち、移転、施設の高層化等により不要となったもので処分収入額が100億円を超える財産のうち、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した財産のことです。

機構は、国から承継した旧特定学校財産を管理・処分するとともに、得られた収入を機構が実施する施設費交付事業の財源に充てることとしています。

| 承継債務償還

機構は旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、当該債務の償還業務を行っています。

償還の財源は、文部科学大臣が定める国立大学法人が機構に対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、機構はこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行っています。

また、債務を負担する国立大学法人は、機構が承継した債務を保証するものとされています。

承継債務償還の概要

